

令和4年度 消費者教育・啓発に関する取組の内容

1 幼児期から高校生期における消費者教育の推進

(1) 小中学校の各教科部会での取組説明

○小中学校の消費者教育に関連する教科の部会で、本市の消費者教育の推進計画及び、センターの取組や教材についての情報提供を行う。

- ・ 中学校教育振興会での説明 **※家庭科部会 7月28日実施**



- ・ 小学校教育研究会での説明

(2) 職員研修等の実施

○市職員に消費者教育の意義と行政施策との関連性を学ぶことにより、誰にも公正で持続可能な消費者市民社会の構築の推進を図る。

- ・ 職員研修「消費者教育の意義とエシカル消費の推進について」

○教育関係者への出前講座の実施

- ・ 青少年育成市民会議での成年年齢引き下げに関する講演

※5月26日実施

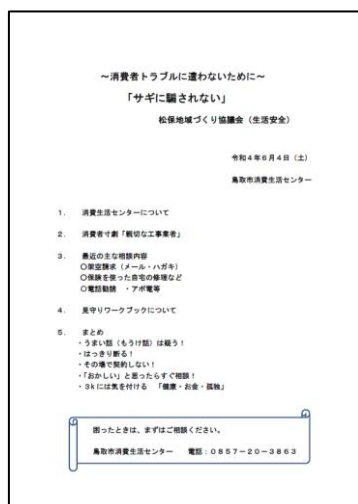


- ・ 教育関係者からの依頼を受け消費者教育に関連する出前講座を実施

- (3) 小・中学生を対象とした講座の実施
 - 中学生を対象とした契約等に関する講座の実施
 - 小学校低学年を対象とした金融教育に関する講座の実施
- (4) 教育資料及び教材メニューの情報提供
 - 教育資料及び教材メニューの情報収集
 - ・貸出用 DVD の更新 **※6月実施**
 - 教育資料、教材メニューの情報提供の実施
(公式ウェブページへの掲載、チラシの配布など)
※家庭科部会 7月 28 日実施
- (5) 関係機関の取組の把握と整理
 - イメージマップに即した取組の整理

2 高齢者・障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制の充実

- (1) 高齢者、見守り団体、防犯ネットワーク研修会での出前講座の実施
 - 高齢者、障がい者等の集まる会での出前講座の実施 **※4月から実施**
 - ・開催回数 5 回
 - ・消費生活相談員による出前講座 (1 回 50 名)
 - ・鳥取市消費者団体連絡協議会と消費生活相談員による消費者寸劇
(4 回 75 名)



- 防犯ネットワーク研修会での出前講座の実施
- (2) 市報、CATV 文字放送を使った注意喚起情報の提供
 - 市報での「消費者トラブル講座」の連載 **※7月号まで実施**

4 月	古着を売却するはずが貴金属を買い取られた！
5 月	無料期間中に利用したサービスを解約したい

6月	緊急時の駆け付けサービスのトラブルに注意！
7月	フリマサービスのトラブル解決は当事者間で！？

(3) 高齢者宅訪問時の啓発チラシによる注意喚起情報の提供

○交通安全運動期間中の高齢者宅訪問と連携した啓発チラシの配布

※春（4月）、夏（7月）実施

時期	チラシ内容	枚数
春（4月）	突然の電話での「還付金」「キャッシュカード」には気をつけて！／一方的に送り付けられた商品の代金は支払い不要！	270枚
夏（7月）	突然の電話での「還付金」「キャッシュカード」には気をつけて！／テレビショッピング返品条件をよく確認！	325枚

(4) 特殊詐欺被害等の防止に向けた取組（補助金事業）

○鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金 ※4月から実施

- ・実施期間 令和4年4月1日～令和5年2月10日
- ・補助対象 市内在住で65歳以上の単身世帯または65歳以上のみの世帯
- ・補助内容 購入・設置に要する費用の2分の1 ※上限10,000円
- ・予算枠 40件 400,000円

特殊詐欺を撃退！
通話録音機能付電話機等の購入を補助します！

振り込み詐欺等の特殊詐欺被害や悪質な電話勧誘等を未然に防ぐため、通話録音機能付電話機等の購入・設置費用を補助します。

対象者
次のすべてに当てはまる人
・鳥取市内に住所があり居住している人
・65歳以上の単身世帯または65歳以上のみの世帯
・市民税などを滞納していない人

対象機器
電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」と「通話録音機能」がある固定電話機または固定電話に接続して用いる通話録音装置

補助内容
購入・設置に要する費用の2分の1
※上限10,000円・1世帯あたり1台まで
※オンライン・ディスプレイなど付帯サービスの加入等の費用は対象外です。
※購入時にポイントカードやクレジットカードを利用し、ポイントの付与が確認された場合は、補助金額が減額することがあります。

注意事項
・予算の上限に達し次第、終了となります。
・この制度を利用するには、購入の前に事前の手続きが必要です。
・この制度を利用した場合、使用状況等のアンケートにご協力いただきます。（5年間）
・機器の設置により振り込み詐欺等の電話を完全に防ぐことはできません。

手続き方法は裏面へ

特殊詐欺を撃退！
通話録音機能付電話機等の購入補助

対象 ・鳥取市内に住所があり居住している人
・65歳以上の単身世帯または65歳以上のみの世帯
・市民税などを滞納していない人
※すべてにあてはまる人

補助対象 電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」と「通話録音機能」を有する固定電話機または通話録音装置 <40件程度(先着順)> ※購入前に申請が必要

補助額 購入および設置に要する費用の2分の1(上限1万円・世帯あたり1台)

《申請期間》4月1日(金)～令和5年2月10日(金) 持参か郵送で下記へ

【問い合わせ先】本庁舎鳥取市消費生活センター TEL0857-20-3863

(5) 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の立ち上げ、研修会の実施

○関係機関へのヒアリング、参加要請

○見守りネットワークの構築

(6) 相談内容の整理・分析

○相談内容の整理・分析

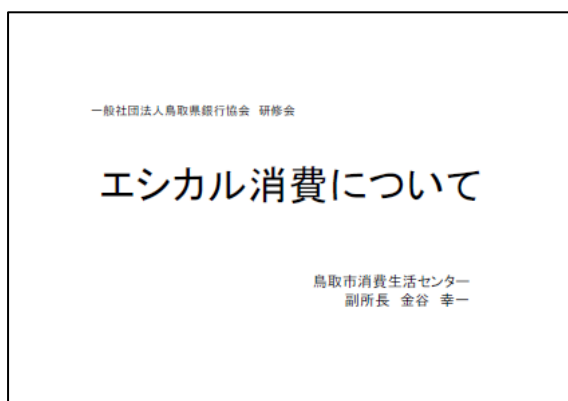
3 エシカル消費の意義の周知と普及

(1) エシカル消費普及イベントの実施

○消費者団体、大学、事業者等と連携した事業の実施

・エシカル消費についての講演（一般社団法人鳥取県銀行協会）

※5月26日実施



(2) エシカル消費に関する講座の実施

○啓発パネル展の実施

(3) エシカル消費に関するチラシやHPによる情報発信(通年)

○関連イベントでの情報発信

○公式ウェブサイトやチラシ等を活用した情報発信

○啓発パネルの作製

(4) エシカル消費に関する現状把握

○イベント等でのアンケート調査の実施

○取組団体、事業所との現状把握

(5) エシカル消費の普及に向けた連携の強化

○取組団体、事業所との意見交換

○取組事例の紹介

4 その他の取組

(1) 消費生活に関する情報発信

○成人を対象にした消費者問題に関する講演会の実施

○パネル展やチラシ・ポスターによる情報発信

- ・消費者啓発パネル展 **※5月9日～5月23日実施**（消費者月間パネル展）
（成年年齢引き下げに関連するパネルも併せて展示）



(2) 推進体制の構築

○鳥取市消費者行政審議会の開催

- ・第1回 前年度の検証及び今年度の取組内容について **※8月4日実施**
- ・第2回 （予定）

○見守りネットワークの構築

- ・庁内関係課及び関係機関との意見交換及び調整
- ・ネットワークの構築